

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年10月23日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：バングラデシュ国ごみ減量化及び持続可能な社会構築支援プロジェクト・大気管理能力向上プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業務名称：バングラデシュ国ごみ減量化及び持続可能な社会構築  
支援プロジェクト・大気管理能力向上プロジェクト

調達管理番号：24a00581

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年10月23日  
独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：バングラデシュ国ごみ減量化及び持続可能な社会構築支援プロジェクト・大気管理能力向上プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
- (4)
- ( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
- (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2025年2月 ～ 2029年8月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の8%を限度とする。

- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の8%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の8%を限度とする。
- 4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の8%を限度とする。
- 5) 第5回（契約締結後49ヶ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

#### （6）部分払いの設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度（2026年2月頃）
- 2) 2026年度（2027年2月頃）
- 3) 2027年度（2028年2月頃）
- 4) 2028年度（2029年2月頃）

## 2. 担当部署・日程等

### （1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

### （2）事業実施担当部

地球環境部環境管理・気候変動対策グループ環境管理第2T

### （3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2024年 10月 29日中
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 10月 29日 12時
3	質問への回答	2024年 11月 1日
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年 11月 15日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2024年 11月 26日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ）

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

	※2023年7月公示から変更となりました。
--	-----------------------

### 3. 競争参加資格

#### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月(2024年10月追記版))」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「バングラデシュ国持続可能な社会を構築するためのごみ減量及び3R推進支援プロジェクト及び大気質管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)」(調達管理番号: 23a00451)の受注者(株式会社ケイディーテック)及び同業務の業務従事者

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/2e3URaFE9Y>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00581\_〇〇株式会社\_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)  
（ただし、パスワードを除く）

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格

を加味して契約交渉権者を決定します。

## **8. 評価結果の通知と公表**

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## **9. フィードバックのお願いについて**

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- ▶ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

#### 【廃棄物分野】<sup>2</sup>

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	チョットグラム市（CCC）の既存処分場 改善事業支援業務	第3条2.（5）
2	廃棄物データベース構築	第3条2.（5）

<sup>2</sup> 本仕様書において【廃棄物分野】は「ごみ減量化及び持続可能な社会構築支援プロジェクト」に関連した業務内容、【大気分野】は、「大気質管理能力向上プロジェクト」関連した業務内容と定義する。

## 【大気分野】

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	一般大気モニタリングシステム構築	第3条2.（5）
2	固定発生源調査	第3条2.（5）

### 3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

## 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施によ

り、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

## 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2023年9月～10月
- ・ RD署名：2024年7月8日（2事業とも）

本業務は、RD署名が別々に行われた2つの事業を、1つの契約として実施する。一体化に関する詳細事項は、後述する。

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。特に一体化に関する内容は、案件概要表には、詳細に記載されていないことから、本紙の内容を基本とする。

## 第3条 実施方針及び留意事項

### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

#### （1）本事業の目的と実施方針

バングラデシュでは、急速に進む都市化や工業化に伴い、都市部における廃棄物増加、大気汚染、水質汚濁など、悪化する都市環境への対応が緊急の課題となっている。行政機関の予算制約や行政官の能力不足等により、経済発展と環境保全の両立に向けた包括的なアプローチが取られておらず、環境行政の推進が喫緊の課題となっている。

廃棄物分野では、JICAは2003年から南北ダッカ市を中心として廃棄物管理改善に向けた協力を開始し、開発調査、技術協力プロジェクト、無償資金協力、海外協力隊派遣等、複数のプロジェクトを組み合わせ、ソフトとハードの両面から包括的かつ段階的に廃棄物管理分野の支援を行ってきた。こうした協力を通じて、先方の実施体制は大きく発展し、廃棄物管理能力も向上してきた。しかし、近年の人口増加及び経済発展に伴い廃棄物発生量は南北ダッカ市において3,200トン/日（2004年）から7,741トン/日（2023年）に増加し、チョットグラム市においても3,000トン/日を越えるまで増大している。

このため、最終処分場がひっ迫し、既存処分場の残余年数は数か月から数年との算定結果が出ている。南北ダッカ市、チョットグラム市、それぞれの市は、既存処

分場の拡張及び新規処分場の確保の取り組みを進めているが、人口密度が高い同国では候補地選定は難しく、土地の取得手続きや住民の合意に長期間を要している。そのため、発生抑制・分別収集・中間処理・リサイクルといった手段を導入し、処分場搬入量の減容化及び減量化を推進することが急務となっている。あわせて、これまで以上に行政と住民が足並みを揃え協働して取り組む必要がある。さらに廃棄物減量に向けた取り組みは、家庭での分別作業といった市民の役割も重要であり環境への意識向上が欠かせない。これまでの関係政府機関の能力向上の協力から、さらに一歩進んだ協力が求められている。

大気汚染に関しては、同国の2021年のPM2.5濃度（全国年平均）は $76.9\mu\text{g}/\text{m}^3$ と、世界保健機関（WHO）の環境基準（ $5\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を大幅に超過し、世界で最も大気汚染が顕著な国となっている（IQ Air、2021年）。こうした状況下、バングラデシュ政府は、第8次5か年計画（2020-2025）において、PM2.5濃度（年平均値）を2025年までに $60\mu\text{g}/\text{m}^3$ に抑えることを目標に掲げるなど、大気汚染対策を喫緊の課題に位置付けている。JICAが実施した「大気汚染にかかる情報収集・確認調査報告書（2022年2月）」では、大気汚染対策にかかる政策・制度を実行していく執行能力が環境・森林・気候変動省（MoEFCC）環境局（以下、「DoE」）に不足していることに加え、DoEと協力して大気汚染対策を実施すべき地方政府（ダッカではダッカ市役所）、バングラデシュ道路交通機構（BRTA）、ダッカ交通調整庁（DTCA）に大気環境管理のための専門部署がない状況も報告されており、対策推進にあたっての組織体制の課題も指摘されている。なお、制度化を進めており、発、大気汚染防止規則（APCR）が2022年7月には制定・施行され、DoEが大気汚染対策の主要な機関として定められている。DoEは、国家大気質管理計画を策定している。併せて、地方政府やBRTAの役割についても規定された。廃棄物分野の状況と同じく、今後は担当機関のみを対象とした協力ではなく、関係機関との調整、実効性ある制度運用、さらには市民の協力や理解も重要となっている。

このような状況下、バングラデシュ政府から我が国に対し、循環型社会の実現に向けたマスタープランの作成支援及び「ごみ減量」に向けた社会構築支援<sup>3</sup>（以下、【廃棄物分野】協力）と、大気環境管理分野の能力向上を目的とした協力（以下、【大気分野】協力）が要請された。

これらの要請を受けて、【廃棄物分野】、【大気分野】、それぞれの要請に基づく詳細計画策定調査を同時期に実施した。本調査の結果、廃棄物管理分野では、都市の状況に応じたマスタープランの策定、廃棄物管理の適正管理に向けた能力強化

---

3 廃棄物分野の協力要請は、案件概要表のとおり、南ダッカ市、北ダッカ市、チョットグラム市の3市から要請が出された。バ国と協議の上、RD署名者は、地方行政・農村開発・協同組合省となっている。

を図り、廃棄物の政策（Solid Waste Management Rule 2021）の着実な実施、中央政府と地方政府の環境管理体制を強化すること目的に、大気分野では、大気環境モニタリング・発生源モニタリングに係る能力強化、及び大気汚染防止ガイドラインの策定・対策実施のための基盤整備等を行うことにより、大気汚染防止規則（2022年7月）の着実な実施と DoE の能力向上を図ることを目的に実施することが合意された。

## （2）一体化実施に向けての実施方針

これらの2つの事業は、環境管理分野における課題別事業戦略（JICA グローバル・アジェンダ）である「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）」のクラスター「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」と「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」に沿っている。現在まで各国で JCCI に向けた事業を展開してきているが、クリーン・シティの実現には、課題横断的な取り組みと、協力国における関係部局の連携が重要かつ成果発現に向けた課題であることが明確になってきた。こうした背景を踏まえて、詳細計画調査実施の際に、廃棄物管理改善に取り組む関係部局と、大気汚染対策に取り組む関係部局との連携が重要との提案について先方関係機関と協議を行った。その結果、RD に記載の事業目標や活動は、それぞれの責任機関で実施する体制を維持しながらも、この2つの事業を一体的に実施することで先方関係機関と合意した。

他方で、2事業の実施機関は異なることから、（3）以降の留意事項は各事業の内容に沿って別々に記載する。また、第4条「業務の内容」についても、2事業を並列して記載している。受注者は、廃棄物分野、大気分野を実施する実施体制を別々に構築し、業務計画書、ワーク・プランについても、事業毎に作成すること。なお、業務計画書は、実施方針等両事業にまたがる事項はまとめて記載したうえで、2つの事業の実施内容を追加して1冊にまとめることとする。

一体化に向けた業務内容は、以下の通りを想定している。

- ①各事業での C/P 研修機会に、それぞれの C/P 参加を促す。
- ②マスタープラン作成や、現地視察といった機会に、各 C/P の参加を促す。
- ②廃棄物管理改善及び大気質改善に向けての共同 W/S 等の開催を検討する。
- ③JCC の開催時、他事業のプロジェクトダイレクターのオブザーバー参加を検討する。
- ④プロジェクト中間時をめぐり JCC の共同開催に向けた検討を行う。

なお、一体化に向けた取り組みは、現時点で想定できないことも含まれることから、事業開始後、JICA と意見交換を行いつつ、それぞれの実施機関と密に意見交換

を行いながら実施方法について適宜変更・追加を行っていくこととする。

### （３）効果的な広報活動

本事業は、廃棄物管理と大気環境管理といった事業を一体化して取り組む事業であり、JCCIにおける先駆的なモデル事業でもある。そのため、事業活動や成果等の積極的な広報活動への取組みを検討すること。

また、JICAは年1回を目途にJCCIセミナーを開催しており、受注者はこのセミナーでの報告等への協力を行うこと。

### （４）プロジェクト実施体制について

本プロジェクトでは、両分野とも実施機関以外の協力機関、関連機関との連携が成果達成に向けて重要となってくる。各分野の実施体制は、以下の通りを想定している。また、プロジェクト開始時では、一体化に向けた特別な実施体制を組織することは想定していないが、例えば共同のタスクフォースといった組織体制の検討は、開始後JICAと協議しつつ検討することが求められる。

#### 【廃棄物分野】

バ国における廃棄物管理の実務は、各自治体（市）である。そして、各市の廃棄物管理の実務を所轄する監督省庁は 地方行政・農村開発・協同組合省 地方行政局（LGD）である。本プロジェクトでは南ダッカ市（DSCC）、北ダッカ市（DNCC）、チョットグラム市（CCC）の3市が主要な実施機関、LGDがプロジェクト全体を総括する体制としている。また、環境・森林・気候変動省（MoEFCC）環境局（DoE）は3R推進や医療廃棄物管理の管轄機関であり、2021年12月に策定された Solid Waste Management Rule 2021 により、地方自治体からの情報集約やガイドライン等の取りまとめを行う役割が明示されたことから、重要な協力機関としている。

#### 【大気分野】

実施機関は、環境・森林・気候変動省（MoEFCC）環境局（DoE）であるが、本事業では多くの関係機関を巻き込んだ実施体制としている。そのため、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee/Project Implementation Committee（JCC/PIC）<sup>4</sup>）の他に、プロジェクトステアリングコミッティ（Project Steering Committee（PSC））を立ち上げることとしている。年に1回開催し、①プロジェクトの年間実施計画の承認、②JCC/PICにて提案されたプロジェクト枠組み（PDMおよびPOを含む）

---

<sup>4</sup> 大気分野では、JCC/PICとしているが、廃棄物分野では、JCCとしている。この2つの委員会の機能・役割は同じである。

についての確認、③活動の実施に必要な指針の提示や方針の策定、④プロジェクト評価の実施を行う。受託事業者は、PSC が効率的に運営されるように支援を行う。

#### (5) パイロット活動

本事業では、ベースライン調査の実施等は予定していない。現状の廃棄物量の調査、大気質の現状調査といった事業をプロジェクト活動として実施し、それらの結果を活用し、プロジェクト活動のモニタリングを行っていくと同時に、関係機関の能力向上を図ることを目的としている。両事業において想定しているパイロット事業は、以下のとおりである。

##### 【廃棄物分野】

当該分野では、パイロット事業の実施が重要な活動となる。また、活動内容によって対象市が異なることから、対象市を明記している。

##### ①CCC の既存処分場改善事業支援

CCC には、ハリシャハール処分場、アルフィンナガル処分場の 2 つの処分場があるが、ほぼ満杯の状況となっており高く積み上げることで延命化を図っている。CCC が 両処分場周辺等に新たな土地を確保を前提に、斜面崩壊防止と延命化のため工事を含めた技術支援を行う。事業効果の確認等を目的として、一部の改良工事を先行してプロジェクトで実施する。

##### ②ICT (Information Communication Technology) システム構築支援 (3 市)

3 市の現状にそった ICT システムの構築・運用を行う。ICT システムの例としては、クラウドによるデータ一元管理、収集車両の追跡、中継施設等のマッピング、不法投棄対策としての定点カメラ設置などが想定される。

##### ③ ゴミ減量化に関するパイロットプロジェクト (CCC)

成果 2 では、CCC におけるマスタープラン作成支援業務を行うが、優先プロジェクトの検討もあわせて行う。本パイロットプロジェクトでは、優先プロジェクトの中で、ゴミ減量化に向けたパイロットプロジェクトの実施を行うこと。実施内容については、家庭からの有機物削減に向けての啓発活動、分別収集促進用の収集袋の配布等が、考えられるが、現地の実情に適した方法を検討すること。

##### ④分別収集等含む廃棄物収集運搬改善パイロット事業 (DSCC, CCC の 2 市対象)

有価物のリサイクルルートの調査を実施したうえで、分別収集等の収集計画案を検討し、効果検証を行うためのパイロット事業を実施する。

##### ⑤普及啓発事業 (3 市)

市民の廃棄物減量化に向けた意識向上や、野焼き・不法投棄を行わないといった行動変容に向けての啓発活動を実施する。

##### ⑥医療廃棄物の実態調査及び発生源分別活動 (DSCC, CCC)

中央政府ではDoEが医療廃棄物を所管しており、DoEと協力しつつ、医療廃棄物の実態調査を行ったうえで、医療廃棄物改善計画の作成を行う。適切な改善計画の作成に向けて、対象病院の協力を得ながら病院（発生源）における廃棄物の分別（感染性廃棄物等の管理）及び収集改善に関するパイロット事業を実施する。病院での分別活動、また感染性廃棄物の取り扱いについて適切に行えるかを確認するためにも、本パイロット実施を踏まえての検証を行うこと。

#### ⑦廃棄物データベース構築事業（DoE、3市）

Solid Waste Management Rule 2021 に基づいて、各自治体は年間計画／報告の作成を義務付けられており、廃棄物に関する情報が集約されている。また、DoEはこれらの集約された情報をデータベース化し、年間計画作成を行うことが求められている。本事業では、これらの業務が適切に行われるシステム構築支援を行う。

#### 【大気分野】

大気分野では、信頼性あるデータ取得及び管理が、政策形成において重要である。そのため、本事業では、一般大気環境モニタリングの現状改善、固定発生源のモニタリング強化の活動を行う。これらの活動に向けて必要なるパイロット事業の実施が求められる。想定している活動は以下の3つである。

#### ①一般大気モニタリングシステム構築<sup>5</sup>

先方がすでに実施している大気環境モニタリングデータ、無償資金協力「大気汚染モニタリング機材整備計画」で供与されるモニタリングステーションのデータ等を活用してのデータ分析を実施するシステム構築支援を行う。モニタリングデータについては、他ドナーによるデータ等の入手や、追加的なデータ取得等の活動も想定され、こうした活動についても含むこと。

なお、現状はCAMSの維持管理が適切に行われていないこともあり、データ管理も十分に行われていない状況である。また大気質の測定結果から自動車排ガスの影響や固定発生源からの影響、越境汚染について把握するための応用的な分析を行うことも検討すること。

#### ②固定発生源調査

固定発生源モニタリングを行うための標準作業手順書（SOP）の作成に向けて、実

---

<sup>5</sup> 適切な大気モニタリングを実施していくための体制整備に向けてのシステム構築について、詳細計画調査で記載されているバングラデシュの現状を踏まえて必要な業務についてプロポーザルにて提案すること。

際の工場における煙道調査等の固定発生源調査<sup>6</sup>を実施する。

### ③現地研修（トレーニング）活動

大気環境モニタリングや、固定発生源のモニタリングを行うためには、行政職員のみならず、機器のメンテナンスを担当する事業者、対象工場関係者の能力向上も不可欠である。これらの具体的な手順について教えていくことが必要であり、現場での研修活動を実施する。

#### （6）本邦研修及び第三国研修（大気分野）の目的・内容

本事業ではプロジェクト期間中に本邦研修を実施することを予定している。想定している内容は以下の通り。なお、想定する本邦研修の規模は後段の第4条 2.（2）本邦研修・招へいを参照。

##### 【廃棄物分野】

プロジェクト実施期間中、3回の本邦研修を予定している。本邦研修でのプログラム内容は、収集運搬・分別事業、リサイクル事業、医療廃棄物管理、ICTを活用した廃棄物管理、最終処分場管理、と多岐にわたるが、3回の中で効果的な研修となるように研修プログラムの設計を行うことが求められる。

##### 【大気分野】

プロジェクト実施期間中、2回の本邦研修、1回の第三国研修を予定している。本邦研修では、大気モニタリングや固定発生源モニタリングの取組みや技術取得の他、日本の環境省及び地方自治体の公害克服の経験共有を行う場を設定し、日本の自治体との連携にもつながるような研修内容の検討を行うこと。

第三国研修は、JICAはタイでPM2.5に関する協力<sup>7</sup>を行っており、そうしたASEAN諸国での取り組み事例の共有を行うことは、日本とは異なる課題を有していることも考えられ、双方の国にとって学びが大きいことが期待される。

#### （7）他ドナー事業との連携及び調整

【大気分野】では、世界銀行（世銀）が2023年から開始しているBESTプロジェクト<sup>8</sup>において、大気汚染対策部門を含むDoE全体の組織体制見直しや地方事務

---

<sup>6</sup> 固定発生源調査は、現地に適合したSOP作成に向けて、必要な調査である。また、このSOPは、現地C/Pが主体となって取組むための重要なガイドラインであり、現地工場への指導等を行っていくことが求められるため、技術的な信頼性が高いものが求められる。本調査を行っていくために取り組む業務について、具体的に記載すること。

<sup>7</sup> 「タイ国持続的なPM2.5予防・軽減のための大気管理プロジェクト」実施期間は、2022年7月からの3年間の予定で実施中。

<sup>8</sup> “Bangladesh Environmental Sustainability and Transformation Project”  
(<https://projects.worldbank.org/en/projects-operations/project-detail/P172817>)

所・研究施設の建設等を実施する予定としている。本業務とも内容が密接に関係していることから、開始段階から世銀とは、密に意見交換を行い、プロジェクト内容及び進捗について情報共有を行いながら進めること。

また【廃棄物分野】では、他ドナーで直接的に関係している事業は確認されていないが、適宜他ドナーの動きについても把握し、必要に応じて意見交換を行うこと。

#### (8) Technical Assistance Project Proposal (TAPP)

本事業のうち【廃棄物分野】事業では、R/D 署名後にバングラデシュ政府側のプロジェクト実施手続きである Technical Assistance Project Proposal (以下 TAPP) が必要となる事が確認されている。承認まで予算の確保やカウンターパートの配置ができず、プロジェクトの効率性や開発効果が妨げられる状況が発生することから、契約期間を RD で規定されている事業期間 48 カ月に TAPP 承認に必要と見込まれる期間としての 6 カ月を加えた 54 カ月としている。TAPP 取得は、LGD の責任で実施する業務であるが、技術的事項も多く含まれることから、受託事業者は TAPP 取得支援業務を行うこと。なお、当該支援業務については、JICA 事務所とも協議し進めることが求められる。支援規模は、1 M/M を想定している。なお、TAPP 手続きについては、廃棄物分野のみ必要であり、大気分野では必要ない。そのため、プロジェクトの実施期間にズレが生じるが、一体的な運営含めて、現地派遣スケジュールは、両事業の実施状況を見つつ調整することが望ましい。

### 第4条 業務の内容

#### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

#### 2. 本業務にかかる事項

##### (1) プロジェクトの活動に関する業務

##### 【廃棄物分野】

廃棄物分野は、各成果、各活動で対象市が異なることに留意する。

##### ① 成果1に関わる活動：DSCC, DNCC, CCC

活動 1-1：CCC で廃棄物管理の現状を調査分析する。

活動 1-2：DSCC 及び DNCC の廃棄物管理の現状を調査分析し、各々のマスタープランにもとづく改善状況を検証する。

活動 1-3：3CCs の廃棄物管理の現状を総合解析し、各々の課題を明らかにし、都市間協力の可能性を検討する。

活動 1-4：廃棄物管理に関する都市間会議を、LGD と DoE の調整の下で開催する。

② 成果 2 に関わる活動：CCC

活動 2-1：CCC の廃棄物管理タスクフォースの中からマスタープラン作成担当者を任命する。

活動 2-2：CCC の既存のデータを分析し、補完的なベースライン調査<sup>9</sup>を行い、現状分析を行う。

活動 2-3：CCC の廃棄物管理マスタープラン案を策定する。

活動 2-4：CCC の廃棄物管理マスタープラン案の優先プロジェクトのうち、ごみ減量化に関するプロジェクトを特定し、それに関するパイロットプロジェクトを実施する。

③ 成果 3 に関わる活動：DSCC, CCC

活動 3-1：DSCC と CCC におけるリサイクル状況調査を実施し、その結果を基に、有価物の引き取り先を含む効果的な廃棄物リサイクル・メカニズムを検討する。

活動 3-2：DSCC と CCC の廃棄物減量化に向けた収集運搬計画を策定し、その実施に向けた課題を整理する。

活動 3-3：DSCC と CCC の収集運搬計画を検証するためのパイロットプロジェクトを実施する。

活動 3-4：DSCC が、収集運搬事業の改善に関わる経験とグッド・プラクティスを他の都市に共有する。

活動 3-5：DSCC 及び CCC の条件に適した中間処理技術の情報収集を行ない、採用の可能性を検討する。

活動 3-6：DSCC 及び CCC の現状を踏まえた中間処理技術の導入計画を練る。

現地研修の想定規模は以下のとおり。

目的	収集運搬改善パイロット事業 W/S
実施回数	約 2 回

<sup>9</sup> ここでのベースライン調査は、プロジェクト評価としてのベースライン調査ではなく、マスタープラン作成のために必要な廃棄物管理の現状について調査することを指す。

<sup>10</sup> 普及啓発事業は、本成果達成に向けて行う活動を指す。

対象者	市廃棄物監理担当者、収集事業者
参加者数	約 30 名/回
開催期間	約 1 日/回
実施場所	ダッカ（南北）市内
実施形態	対面・オンライン併用

④ 成果 4 に関わる活動：CCC

活動 4-1：CCC のハリシャハール処分場、アルフィンナガル処分場の実態を把握し、安全に配慮した崩壊防止と延命化のための技術支援を行う。

活動 4-2：DSCC 及び DNCC の処分場改善の知見を CCC に共有する。

活動 4-3：CCC のハリシャハール処分場、アルフィンナガル処分場の安全閉鎖の計画を策定する。

活動 4-4：新処分場整備に関わる DPP の策定もしくは修正を支援する。

⑤ 成果 5 に関わる活動：DSCC, DNCC, CCC<sup>10</sup>

活動 5-1：3 CCs における河川等への不法投棄、野焼きエリアの調査を実施する。

活動 5-2：問題を分析し、河川等への不法投棄防止、野焼き防止のための啓発活動を 3 CCs で行う。

活動 5-3：不法投棄及び野焼きの防止対策に関する知見を他の都市に共有する。

W/S<sup>11</sup>の想定規模は以下のとおり。

目的	不法投棄及び野焼き対策 W/S
実施回数	約 1 回
対象者	市担当者、事業者、コミュニティ代表者
参加者数	約 100 名/回
開催期間	約 1 日/回
実施場所	ダッカ（南北）市内
実施形態	対面・オンライン併用

<sup>10</sup> 普及啓発事業は、本成果達成に向けて行う活動を指す。

<sup>11</sup> W/Sとは、プロジェクト活動で得られた成果（中間成果を含む）、C/Pに限らず、本事項に関係する機関、人に対して行うものである。現地研修については、C/Pをメインの対象とした事業を指す。

⑥ 成果 6 に関わる活動：DSCC,CCC

活動 6-1：DSCC, CCC における現在の医療廃棄物管理の状況を調査・分析をする。

活動 6-2：ダッカにおける医療廃棄物管理事業の経験とグッド・プラクティスを、他の都市に共有する。

活動 6-3：DoE 協力のもと、CCC の医療廃棄物管理委員会で現状の課題を協議する。

活動 6-4：DSCC と CCC の病院の協力を得て、医療廃棄物管理、特に感染性廃棄物の発生源分別に関する研修を実施する。

活動 6-5：DSCC と CCC の医療廃棄物の収集業者の管理マニュアルを作成する。

活動 6-6：医療廃棄物焼却炉の安全に配慮した運営管理に係る研修を実施する。

⑦ 成果 7 に関わる活動：DSCC、DNCC、CCC（LGD 及び DoE との連携する）

活動 7-1：3CCS における現在のデータ管理状況・システムの調査及び ICT 導入状況の分析を行い、集約すべきデータ項目を明確にする。

活動 7-2：DNCC の ICT を活用した既存廃棄物管理モニタリングシステムの事例を、他の都市と共有する。

活動 7-3：各 CC の条件に応じた ICT システムを検討し、システム構築を支援し、運用を開始する。

活動 7-4：集約管理したデータベースを活用し、各 CC で Solid Waste Management Rule 2021 に基づいた廃棄物管理に関する年間計画／報告を作成する。

活動 7-5：提出された年次計画 / 報告書が DoE によりレビューされ、その結果が国家調整委員会にフィードバックされる。

活動 7-6：プロジェクトで培った 3CCs の知見を、中央政府 (LGD) を通じて他の都市に広める。

研修の想定規模は以下のとおり。

目的	廃棄物モニタリング、データ管理活用研修
実施回数	約 2 回
対象者	市担当者
参加者数	約 20 名/回

開催期間	約 2 日/回
実施場所	ダッカ（南北）市内
実施形態	対面・オンライン併用

## 【大気分野】

### ① 成果 1 に関わる活動

活動 1-1：既存 CAMS (Continuous Air Monitoring Station) 及びのデータ処理・公表に関する現状と課題の把握

活動 1-2：既存 CAMS のデータの精度管理の実施

活動 1-3：既存 CAMS のデータ処理及びとりまとめ、年報の作成に関する改善

活動 1-4：無償資金協力事業で整備された自排局の維持管理

活動 1-5：汚染源の影響把握のための既存 CAMS 及び自排局のデータ分析

### ② 成果 2 に関わる活動

活動 2-1：APCR (大気汚染防止規則) の規制対象となる固定発生源の分布状況の把握

活動 2-2：固定発生源モニタリングの SOP (Standard Operating Procedures：標準作業手順書) の策定

活動 2-3：策定した SOP に基づく固定発生源モニタリングの実施

活動 2-4：固定発生源モニタリングの持続的な実施のための方策検討と、その方策の実現のための行動計画の策定

活動 2-5：行動計画の 大気汚染防止 国家委員会への提出及び説明の支援

パイロット活動として指示している現地研修の想定規模は以下のとおり。

目的	固定発生源モニタリング現地研修
実施回数	約 2 回
対象者	DoE 職員、市担当職員、事業者担当者
参加者数	約 20 名/回
開催期間	約 3 日/回（講義 2 日、実地研修 1 日）
実施場所	ダッカ（南北）市内
実施形態	対面

### ③ 成果 3 に関わる活動

- 活動 3-1：バングラデシュ国で優先的な対策が求められる主要セクターの特定
- 活動 3-2：主要セクターについて APCR のレビュー及び改定のための修正提案
- 活動 3-3：主要セクターごとの大気汚染防止ガイドラインの策定
- 活動 3-4：大気汚染防止ガイドラインに基づいた立入 検査のためのチェックリストの作成
- 活動 3-5：チェックリストを活用した立入検査の実施
- 活動 3-6：策定したガイドラインの企業及び産業団体への普及啓発のためのセミナーの開催

④ 成果 4 に関わる活動

- 活動 4-1：大気汚染状況及び固定発生源の分布状況に基づく優先対策地域の検討
- 活動 4-2：優先対策地域で対策を進めるための関係機関の特定及び責任と役割の明確化
- 活動 4-3：優先対策地域における大気汚染対策行動計画をプラットフォームで検討及び策定する。
- 活動 4-4：大気汚染防止 国家委員会への提出と説明支援

(2) 本邦研修・招へい

- 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。
- 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。想定している研修内容は、第 3 条 2. (6) に記載。  
本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）
- 

【廃棄物分野】

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計 3 回
対象者	中央政府関係者、対象 3 市行政職員、その他廃棄物業務関係者、
参加者数	約 10 名/回

研修日数	約 10 日（移動日を含む）/回
------	------------------

### 【大気環境分野】

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計 2 回
対象者	中央政府関係者、対象 3 市行政職員、企業大気環境管理担当スタッフ
参加者数	約 10 名/回
研修日数	約 10 日（移動日を含む）/回

大気分野では、第三国研修を実施する。想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
研修想定国	タイ（PM2.5 プロジェクト実施中）等、JICA プロジェクトが実施している国が望ましい
実施回数	合計 1 回
対象者	中央政府関係者、対象 3 市行政職員
参加者数	約 10 名/回
研修日数	約 10 日（移動日を含む）/回

### （3）その他

#### ① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方

法を発注者と協議)

- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。(Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

## ② ベースライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

ベースライン調査は実施しないが、パイロット事業等を通じて現状調査分析を行う。

本業務では以下の対応を行う。

- ▶ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- ▶ 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

## ③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

## ④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない

## ⑤ エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

## ⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では以下の対応を行う。

- ▶ 処分場改善パイロット事業実施に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドライン（以下 JICA ガイドライン）に従って、現地において必要な EIA 等の調査を行うこと。また、バングラデシュ法規では、JICA ガイドライン上からは不足している事項もあることから、本件事項についても調査を行うこと。なお、事業開始にあたって EIA 取得が必要な場合は、先方が実施する業務の支援を

行う。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

## 第5条 報告書等

### 1. 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。

- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	第 1 回目渡航時	英語	電子データ	
モニタリングシート	6 か月毎に 1 回の提出	英語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	不要
			CD-R	3 部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	製本	不要
			CD-R	3 部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

廃棄物分野、大気分野、それぞれにワーク・プランを以下の項目に従って作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ 一体化実施に向けた業務計画
- ⑪ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

廃棄物分野、大気分野、それぞれに業務完了報告書を以下の項目に従って作成する。統合報告書の作成については、プロジェクト成果状況にあわせて、別途協議を行い決定する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 報告書要
- ③ 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ④ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ⑤ プロジェクト目標の達成度
- ⑥ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

#### (5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

### 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

#### 【廃棄物分野】

- (1) CCC マスタープラン案
- (2) 中間処理技術導入計画（DSCC,CCC）
- (3) 新処分場整備に関わる開発事業提案書
- (4) 医療廃棄物収集業者管理マニュアル
- (5) 廃棄物管理に関する年次計画／報告

#### 【大気分野】

- (1) 固定発生源モニタリング実行計画
- (2) 大気汚染防止ガイドライン
- (3) 大気汚染対策行動計画

### 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）

(4) 一体化に向けた活動について（報告事項がある場合）

(5) 活動に関する写真（JCC、W/S 当

#### 第6条 再委託

- 本業務では、再委託を想定していない
- 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

##### 【廃棄物分野】

	項目
1	CCC の既存処分場改善事業支援業務
2	ゴミ減量化パイロットプロジェクト
3	ICT システム構築支援
4	普及啓発事業
5	医療廃棄物発生源分別事業
6	廃棄物データベース構築
7	廃棄物実態調査
8	収集運搬改善パイロットプロジェクト

##### 【大気分野】

	項目
1	一般大気モニタリングシステム構築
2	固定発生源調査
3	現地研修

#### 第7条 機材調達

- 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/P と確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

##### 【廃棄物分野】

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	廃棄物分別機材	廃棄物分別機材一式	2 セット	事業用物品	定額計上

##### 【大気分野】

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	簡易 PM2.5 モニタリング機器	PM2.5 測定の手運び型機器-	5 台	事業用物品	本見積

#### 第 8 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 案件概要表

## 1. 案件名（国名）

国名： バングラデシュ人民共和国（バングラデシュ）

案件名： ごみ減量化及び持続可能な社会構築支援プロジェクト

Project for Waste Reduction and Support for Building a Sustainable Society

大気質管理能力向上プロジェクト とごみ減量化及び持続可能な社会構築支援プロジェクト

## 2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における廃棄物セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

バングラデシュでは、急速に進む都市化や工業化に伴い、都市部における廃棄物増加、大気汚染、水質汚濁など、悪化する都市環境への対応が緊急の課題となっている。行政機関の予算制約や行政官の能力不足等により、経済発展と環境保全の両立に向けた包括的なアプローチが取られておらず、環境行政の推進が喫緊の課題となっている。

JICA は 2003 年から南北ダッカ市を中心とした廃棄物管理改善支援を開始し、開発調査、技術協力プロジェクト、無償資金協力、海外協力隊派遣等、複数のプロジェクトを組み合わせてソフトとハードの両面から包括的かつ段階的に廃棄物管理分野の支援を行ってきた。目標年次を 2015 年とする「クリーンダッカ・マスタープラン」の策定（開発調査 2003-2006）、人材育成・組織制度構築支援及びマスタープラン実施支援（技術協力プロジェクト 2007-2013）、2 度に亘る無償資金協力（2009 年、2015 年）に続き、技術協力「南北ダッカ市及びチッタゴン市<sup>12</sup>廃棄物管理能力強化プロジェクト（2017-2022）」においては、南北ダッカ市のマスタープラン改訂、収集運搬システムの導入・運営支援、ごみ減量対策としてのごみ分別パイロットプロジェクトの実施、チョットグラム市における医療小型焼却炉の導入等が行われた。ワード・ベースド・アプローチ（Ward-based Approach、WBA）による現場主導の参加型廃棄物管理の推進等により、南北ダッカ市において廃棄物収集率（推定ごみ発生量に対するごみ収集量の比率）は 44%（2004 年）から 85%（2023 年）に向上するなど廃棄物管理システムは大幅に改善している。

これまでのマスタープラン策定やそれに合わせた協力を通じて多くの改善が見られる一方で、人口増加に伴い廃棄物発生量は南北ダッカ市において 3,200 トン/日（2004 年）から 7,741 トン/日（2023 年）に増加し、チョットグラム市においても 3,000 トン/日を越えており、廃棄物量が増大している。収集率の向上も相まって処分場への搬入量が増加し、最終処分場がひっ迫する課題が顕在化することとなり、既存処分場の残余年数は数か月から数年との算定結果が出ている。既存処分場の拡張及び新規処分場の確保の取り組みを進めているものの、経済発展が著しい同国において候補地選定は容易では無く、さらに土地の取得手続きや住民の合意に長期間を要する等の課題がある。そのため、発生抑制・分別収集・中間処理・リサイクルといった手段を導入し、処分場搬入量の減容化及び減量化を推進することが急務となっている。特

<sup>12</sup> 2018 年の首相発表により、Chittagong（チッタゴン）の正式名称が Chattogram（チョットグラム）に変更されたため、固有名称を除き、チョットグラムと表記する。

に発生抑制・分別収集の導入にあたっては、これまで以上に行政と住民が足並みを揃え協働して取り組む必要があり、行政が市民の信頼を得ながらごみの減量化を推進していくことが求められている。

バングラデシュ政府は、第8次5か年計画（2020-2025）において、持続可能な成長のための取り組みとして廃棄物管理の改善と循環型社会の導入を位置づけている。廃棄物の統合的な管理に向けた戦略として、民間収集の奨励、分別・リサイクルの普及啓発、3R推進及び3Rに関連する投資促進、廃棄物発電の活用、有機ごみのコンポスト化が挙げられている。また、気候変動対策の緩和策に資するために実施されるべき行動の一つとして「Managing Solid Waste」が記載されており、「政府は全ての主要都市における廃棄物処理施設の建設にコミットし、廃棄物由来の発電プラント（廃棄物発電）の整備と官民双方への経済的インセンティブの付与に対してコミットする」としている。南北ダッカ市は、上述のJICA支援を受け、15年間の包括的かつ統合的な廃棄物管理計画である「ニュークリーンダッカ・マスタープラン（2018-2032）」をそれぞれ策定し、3R推進を含む廃棄物削減計画や優先プロジェクトの検討・実施が継続的に進められている。チョットグラム市においても、南北ダッカ市と同様に包括的なマスタープランの策定を検討中であり、廃棄物管理局の設立や中間処理・リサイクル施設の導入検討も進められている。

以上のような背景から、南ダッカ市、北ダッカ市、チョットグラム市の3市からそれぞれ、循環型社会の実現に向けたマスタープラン策定（チョットグラムのみ）及びそれぞれマスタープランに基づくごみ減量及び持続可能な社会構築に係る更なる能力強化について技術協力の要請があった。

## （2）当該国に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対バングラデシュ国別開発協力方針（2018年2月）では、重点分野の一つに「社会脆弱性の克服」が掲げられ、「水・衛生などのSDGsの達成に貢献する」と明記されている。また、対バングラデシュ国JICA国別分析ペーパー（2023年3月）において、都市機能強化・環境改善が重点分野に掲げられ、廃棄物管理分野において「これまでの協力のアセットを活用し、都市部において、資源の効率的な利用（3R）及び中間処理（廃棄物発電）の導入等による廃棄物の減量化を支援し、廃棄物管理行政の強化に係る取組みの支援を継続する」ことが掲げられている。2023年3月に岸田総理が発表した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン」では、取組みの柱「多層的な連結性」の一つにベンガル湾産業地帯（BIG-B）構想の下での日バングラデシュ協力が掲げられ、且つ別の柱である「インド太平洋流の課題対処」では廃棄物管理インフラ及び循環経済移行への協力推進を掲げており、本事業はこれらの方針に合致する。

本事業は、環境管理分野における課題別事業戦略（JICAグローバル・アジェンダ）である「JICAクリーン・シティ・イニシアティブ」のクラスター「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」に沿っている。同国においては、大気汚染対策やチョットグラム市の水質汚濁対策に関する協力事業も実施中であり、特に環境・森林・気候変動省環境局（DoE）を主なカウンターパートとした「大気質管理能力向上プロジェクト」とは一体的に事業を実施し、クリーン・シティの実現に取り組む。

また、本事業は適正な廃棄物管理の推進を通じて衛生環境向上に資するものであり、SDGsゴール11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」、12「持続可能な消費と生産パターンの確保」、13「気候変動とその影響への緊急の対処」に貢献すると考えられる。

### (3) 他の援助機関の対応

ADB が小規模自治体を対象として衛生埋立処分場などの整備支援を行っている。  
世界銀行が、DoE をカウンターパートとした「バングラデシュ環境の持続性と変革 (BEST) プロジェクト」(2023-2028) を実施中であり、PPP による電気電子機器廃棄物 (E-waste) リサイクル施設の整備支援等が含まれている。

GIZ が「住みやすく包括的な都市 (LICA) 」づくりを支援しており、廃棄物を含む都市環境管理に関する国家ガイドラインの策定支援等が含まれている。

## 3. 事業概要

### (1) 事業目的

本事業は、対象都市において、都市の条件に応じて、マスタープラン策定、適切な収集運搬・中間処理・最終処分の導入・運営に係る能力強化等を実施することにより、廃棄物の減量化と適正な廃棄物管理に向けた能力の向上を図り、もって中央政府と地方政府の環境管理体制の下での国全体の廃棄物管理の能力強化に資するもの。

### (2) プロジェクトサイト／対象地域名

南ダッカ市 (人口 4,490,811 人、2018 年)、北ダッカ市 (人口 6,105,664 人、2018 年)、チョットグラム市 (人口 3,572,894 人、2021 年)

### (3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者：地方行政・農村開発・協同組合省 地方行政局 (LGD) の職員、環境・森林・気候変動省環境局 (DoE) の職員、南ダッカ市役所及び北ダッカ市役所の廃棄物管理局 (WMD) 職員、チョットグラム市役所の廃棄物管理タスクフォース職員

最終受益者：南ダッカ市、北ダッカ市、チョットグラム市の住民

### (4) 総事業費 (日本側)

約 5.2 億円

### (5) 事業実施期間

2025 年 2 月～2029 年 7 月を予定 (計 54 カ月)

### (6) 事業実施体制

地方行政・農村開発・協同組合省 地方行政局 (LGD)  
南ダッカ市役所、北ダッカ市役所、チョットグラム市役所  
環境・森林・気候変動省環境局 (DoE) (協力機関)

### (7) 投入 (インプット)

#### 1) 日本側

- ① 専門家派遣：チーフアドバイザー／廃棄物管理計画、廃棄物収集、中間処理システム、処分場改善、啓発活動、ICT 専門家、医療廃棄物管理、環境社会配慮
- ② 研修員受け入れ：本邦研修 (受け入れ分野 廃棄物管理)
- ③ パイロット活動に必要な費用の一部

#### 2) バングラデシュ国側

- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

### (8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

#### 1) 我が国の援助活動

JICAは2003年からダッカ市を中心とした廃棄物管理改善支援を開始し、複数のプロジェクトを組み合わせてソフトとハードの両面から包括的かつ段階的に支援を行ってきた。また、2021年からはDoEに環境管理アドバイザーを派遣し、環境管理行政（主に廃棄物管理・水質汚濁対策）の改善に向けた能力強化を行っており、これら事業の実績・経験を踏まえた活動を展開する。

- ・開発調査「ダッカ市廃棄物管理計画策定調査」（2003年11月～2006年3月）
- ・ダッカ市廃棄物管理能力強化プロジェクト（2007年2月～2013年2月）
- ・環境プログラム無償「ダッカ市廃棄物管理低炭素化転換計画」（2009年2月 G/A 締結）
- ・無償資金協力「廃棄物管理機材整備計画」（2015年5月 G/A 締結）
- ・南北ダッカ市及びチッタゴン市廃棄物管理能力強化プロジェクト（2017年5月～2022年5月）
- ・環境管理アドバイザー（2021年12月～2023年11月）

## 2) 他の開発協力機関等の援助活動

ADBが小規模自治体を対象とした支援を行っており、本事業と相互補完することでバングラデシュ国全体の廃棄物管理の能力強化が期待できる。

## (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

### 1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：B
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる廃棄物セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
- ③ 環境許認可：新規処分場建設においては、環境認可証明（Environmental Clearance Certificate）及び土地使用認可証明（Site Clearance Certificate）が必要となる。本事業では、新規処分場の整備にかかる概略設計までを支援する予定。
- ④ 汚染対策：詳細計画策定調査では、既存最終処分場の改善を行う際の、大気質・水質等に係る予備的スコーピングを実施し、環境社会配慮のTOR案を作成済み。新規処分場の整備については概略設計にて確認する。
- ⑤ 自然環境面：事業対象地域は既存最終処分場・新規処分場共に国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、自然環境への望ましくない影響は最小限であると想定される。
- ⑥ 社会環境面：既存最終処分場の改善作業において、蓄積された廃棄物を一時的に移動するためのバッファエリアを隣接する公用地約1haで確保する予定である。なお、民有地の取得や住民移転は想定されない。新規処分場の整備については、概略設計にて住民移転及び用地取得の有無を確認する。
- ⑦ その他・モニタリング：詳細計画策定調査では、カテゴリ分類に基づき新規処分場の整備及び既存最終処分場の改善を行う際の予備的スコーピングを実施し、環境社会配慮調査の結果がプロジェクトの計画決定に適切に反映されることに

ついて、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得ている。

2) 横断的事項：

本事業は、廃棄物の減量化に向けた収集運搬に係るパイロットプロジェクトの実施及び中間処理技術の導入に係る技術支援を行うことにより、気候変動対策(緩和策)に資する可能性がある。

3) ジェンダー分類：【対象外】■(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件<分類理由>調査にて社会・ジェンダー分析がなされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。

(10) その他特記事項：安全対策措置

JICA 安全対策措置(バングラデシュ)に従って、渡航及び活動を行う。

#### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

対象都市(南ダッカ市、北ダッカ市、チョットグラム市)において、廃棄物の減量化と適正な廃棄物管理によって環境負荷が軽減し、中央政府と地方政府の環境管理体制の下で、国全体の廃棄物管理能力が強化される。

指標及び目標値：中央政府と地方政府の協働を通じ、廃棄物管理能力が改善され、廃棄物管理のモデルが全国の都市に普及・適応される。

(2) プロジェクト目標：

対象都市(南ダッカ市、北ダッカ市、チョットグラム市)の条件に応じた廃棄物の減量化と適正な廃棄物管理に向けた能力が向上され、その知見と教訓が全国の都市の廃棄物管理のモデルとして共有される。

指標及び目標値：対象都市の廃棄物収集サービスの平均収集率、平均リサイクル率、平均適正処分率がX%となる。(数値指標はプロジェクト開始後に決定)

(3) 成果

成果1：廃棄物管理の現状分析が行われ、課題が特定される。(全3市)

成果2：マスタープランの策定を通じて、廃棄物の減量化と適正な廃棄物管理が強化される。(チョットグラム市)

成果3：廃棄物の減量化に向けた収集運搬・中間処理体制が強化される。(南ダッカ市、チョットグラム市)

成果4：既存処分場が安全に配慮して適正に管理され、新規処分場整備の準備が進む。(チョットグラム市)

成果5：環境教育・意識啓発活動を通じて、住民の廃棄物の減量化と適正な廃棄物管理に対する意識が変容する。(全3市)

成果6：医療廃棄物の分別・収集・処理体制が強化される。(南ダッカ市、チョットグラム市)

成果7：廃棄物管理のデータの集約管理化がなされ、知見・経験が他都市へ共有される。(全3市)

(4) 主な活動

活動1：廃棄物管理の現状調査・課題整理、既存マスタープランの達成状況の評価

活動2：マスタープラン案の策定、ごみ減量化に関するパイロットプロジェクト実施

活動3：リサイクル状況調査、廃棄物減量化に向けた収集運搬計画策定、中間処理技術の導入計画策定

活動4：既存処分場の改善支援、閉鎖計画の策定、新規処分場の整備計画策定

活動5：河川等への不法投棄・野焼き防止のための啓発活動実施

活動6：医療廃棄物管理の現状調査・課題整理、分別・収集・処理に係る研修の実施

活動7：廃棄物管理のデータ管理状況の確認、ICTを活用したデータ集約システム構築支援、データを活用した年間計画・報告書作成支援、知見・教訓の他都市への共有

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

地方自治体や国による廃棄物の削減と適正処理の方針が変わらない。

### (2) 外部条件

プロジェクトで得た知識とマスタープランに基づいて、各市役所が廃棄物管理を実施する意思をもっている。廃棄物管理に係る政策に大きな変更が無い。

チョットグラム市の既存処分場は急斜面で崩壊の危険性があり、改善を行うためには過剰に蓄積された廃棄物を移動するための追加の土地が不可欠であるため、成果4に関連する活動（既存処分場の改善）は、処分場内又はその付近の土地を確保することを前提として行われる。また、成果3に関する活動（収集運搬の改善）が既存処分場の更なる状況悪化につながらないよう、成果4と同様に土地確保を前提条件とする。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

本事業の前フェーズに当たる「南北ダッカ市及びチッタゴン市廃棄物管理能力強化プロジェクト（2017年5月～2022年5月）」では、地方政府同士が相互に情報交換や支援を行うネットワークを構築する目的で、LGD 主導による廃棄物管理情報交換会議を開催し、活発な議論につなげた。本事業においても、成果7に「知見・経験が他都市へ共有される」を設定し地方政府間での情報交換を行う活動を明記すると共に、これまで長期に亘って協力を行ってきた南北ダッカ市の経験をチョットグラム市など他都市にも共有する活動を随所に含めた。また、Solid Waste Management Rule（2021）により、DoE が地方政府からの情報集約やガイドライン等の取りまとめを行う役割が明示されたことを受け、中央政府（LGD 及び DoE）と地方政府の協働による取り組みを促進し、国全体の廃棄物管理能力の強化につながるようプロジェクト計画に反映させた。

## 7. 評価結果

本事業は、バングラデシュ国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針に合致し、対象都市（南北ダッカ市、チョットグラム市）において、都市の条件に応じて、マスタープラン策定、適切な収集運搬・中間処理・最終処分の導入・運営に係る能力強化等を実施することにより、廃棄物の減量化と適正な廃棄物管理に向けた能力の向上を図り、もって中央政府と地方政府の環境管理体制の下で国全体の廃棄物管理能力強化に資するものである。また、SDGs の目標 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」、12「持続可能な消費と生産パターンの確保」、13「気候変動とその影響への緊急の対処」に貢献すると考えられることから、本事業を実施する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標  
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール  
事業開始3カ月以内      ベースライン調査  
事業終了3年後          事後評価

以上

## 案件概要表（案）

### 1. 案件名（国名）

国名： バングラデシュ人民共和国（バングラデシュ）

案件名： 大気質管理能力向上プロジェクト

The Project for the Capacity Improvement for Air Quality Control

### 2. 事業の背景と必要性

（４）当該国における大気環境管理セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

バングラデシュでは、急速に進む都市化や工業化に伴い、都市部における大気汚染、水質汚濁、廃棄物増加など、悪化する都市環境への対応が緊急の課題となっている。行政機関の予算制約や行政官の能力不足等により、経済発展と環境保全の両立に向けた包括的なアプローチが取られておらず、環境行政の推進が喫緊の課題となっている。

同国の2021年のPM2.5濃度（全国年平均）は76.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ と、世界保健機関（WHO）の環境基準（5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を大幅に超過し、世界で最も大気汚染が顕著な国となっている（IQ Air、2021年）。さらに、大気汚染に起因する死者数は約12.3万人（2017年）にのぼるともいわれており（Health Effects Institute、2019年）、国民の健康にも重大な影響が及んでいる。また、PM2.5の主要構成要素であるブラックカーボン（BC）は、一般的に二酸化炭素の460～1,500倍の温室効果を持つとされている。ブラックカーボンを含む短寿命気候汚染物質（Short-Lived Climate Pollutants）は、地球温暖化の原因の最大約45%を占めるとも指摘されており、このような大気汚染は地球温暖化にも大きな負の影響を与えている（Institute for Governance and Sustainable Development、2013年）。

バングラデシュ政府は、第8次5か年計画（2020-2025）において、PM2.5濃度（年平均値）を2025年までに60 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に抑えることを目標に掲げるなど、大気汚染対策を喫緊の課題に位置付けている。同計画では、観測機器やデータベースを整備することでモニタリング体制を強化し、対策が先行して進められているレンガ産業以外の排出抑制を目的とした政策・制度の立案に取り組む必要があるとされているものの、現状では十分な対策は講じられていない。また、「大気汚染にかかる情報収集・確認調査報告書（2022年2月）」では、政策・制度を実行していく執行能力が環境・森林・気候変動省（MoEFCC）環境局（以下、「DoE」）に不足していること、DoEと協力して大気汚染対策を実施すべき地方政府（ダッカではダッカ市役所）、バングラデシュ道路交通機構（BRTA）、ダッカ交通調整庁（DTCA）に大気環境管理のための専門部署や担当者がいないこと等が報告されており、対策推進にあたっての組織体制の課題も指摘されている。2022年7月に制定・施行された大気汚染防止規則（APCR）においても、DoEが国家大気質管理計画を策定する等の多くの責任を担う一方、地方政府やBRTAの役割についても明記された。

このような状況の下、バングラデシュ政府から我が国に対し大気環境管理分野の能力向上を目的とした協力が要請された。この要請を受けて、本事業では、大気環境モニタリング・発生源モニタリングに係る能力強化、及び大気汚染防止ガイドラインの策定・対策実施のための基盤整備等を行うことにより、大気汚染防止規則（2022年7月）の着実な実施とそのためのDoEの能力向上を図る。

（５）当該国に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業

### 戦略における本事業の位置づけ

対バングラデシュ国別開発協力方針（2018年2月）では、「経済成長の加速化」と「社会脆弱性の克服」の両方の課題に取り組む方針が示されている。また、対バングラデシュ国 JICA 国別分析ペーパー（2023年3月）において、都市機能強化・環境改善が重点分野に掲げられ、大気環境管理分野において「関係機関の能力強化や移動発生源由来の大気質モニタリング等の支援を行う」方針としている。さらに2023年3月に岸田総理が発表した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン」では取組みの柱「インド太平洋流の課題対処」として、気候・環境分野が FOIP 協力の新たな力点に掲げられている。南アジア地域の国際公共財である大気環境の改善にも貢献する本事業は、これらの方針に合致する。

本事業は、環境管理分野における課題別事業戦略（JICA グローバル・アジェンダ）である「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」のクラスター「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」に沿っている。同国においては、廃棄物管理やチョットグラム市の水質汚濁対策に関する協力事業も実施中であり、特に2003年から包括的かつ段階的に支援を行ってきた廃棄物管理分野における新規案件「ごみ減量化及び持続可能な社会構築支援プロジェクト」とは一体的に事業を実施し、これまでの協力経験も活用しながらクリーン・シティの実現に取り組む。

また、本事業は適正な大気環境管理の推進を通じて都市環境向上に資するものであり、SDGs ゴール 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」、13「気候変動とその影響への緊急の対処」に貢献すると考えられる。

#### （6）他の援助機関の対応

世界銀行は、DoE に対し、2009年以降、大気環境管理所轄部門の設立や、工場等の固定発生源由来の大気汚染物質の排出実態を把握するための一般環境大気測定局の整備等を支援してきた。その後、「バングラデシュ環境の持続性と変革（BEST）プロジェクト」（2023-2028）において、大気汚染対策部門を含む DoE 全体の組織体制見直しや、地方事務所・研究施設の建設等を実施中。また、同時に「Green climate-resilient プロジェクト」で国家大気質管理計画の作成支援が実施されている。

### 3. 事業概要

#### （11）事業目的

本事業は、大気環境モニタリング・発生源モニタリングに係る能力強化、及び大気汚染防止ガイドラインの策定・対策実施のための基盤整備等を行うことにより、環境局（DoE）の大気環境管理能力強化及び大気汚染防止規則の施行強化を図り、もって大気環境の持続的な管理を促進するもの。

#### （12）プロジェクトサイト／対象地域名

バングラデシュ全土

#### （13）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：環境・森林・気候変動省（MoEFCC）環境局（DoE）の職員  
最終受益者：バングラデシュ全土（人口約1億6,983万人、2022年）

#### （14）総事業費（日本側）

約3.7億円

#### （15）事業実施期間

2025年2月～2029年7月を予定（計54カ月）

#### （16）事業実施体制

実施機関：環境・森林・気候変動省（MoEFCC）環境局（DoE）

関係機関：地方行政・農村開発・協同組合省 地方行政局（LGD）、南ダッカ市役所（DSCC）、北ダッカ市役所（DNCC）、チョットグラム市役所（CCC）、道路交通・橋梁省 道路交通国道局（RTHD）、バングラデシュ道路交通機構（BRTA）、バングラデシュ科学産業研究評議会（BCSIR）、バングラデシュ工科大学（BUET）

(17) 投入（インプット）

1) 日本側

- ④ 専門家派遣：チーフアドバイザー／大気環境管理システム、大気質データ処理・分析、大気質モニタリング、煙道排ガスサンプリング、煙道排ガスモニタリング計画、固定発生源大気汚染対策、排ガス処理技術、啓発／人材育成
- ⑤ 研修員受け入れ：本邦研修、第三国研修（受け入れ分野 大気環境管理）

2) バングラデシュ国側

- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(18) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICAは2021年から大気環境管理分野の協力検討を開始し、無償資金協力で自動車排ガス測定局を整備予定であり、本事業では同機材も活用してデータ収集を行う予定。また、DoEに環境管理アドバイザーを派遣し、環境管理行政（主に水質汚濁対策・廃棄物管理）の改善に向けた能力強化を実施済みであり、同事業で得られた知見・経験・ネットワークを活用して活動を展開する。

- ・大気汚染にかかる情報収集・確認調査（2021年6月～2022年2月）
- ・無償資金協力「大気汚染モニタリング機材整備計画」（協力準備調査実施中）
- ・環境管理アドバイザー（2021年12月～2023年11月）

2) 他の開発協力機関等の援助活動

世界銀行の支援により既に計31局の一般環境大気測定局が整備されており、同機材を活用して本事業の活動を行う。また世界銀行が2023年から開始したBESTプロジェクトでは、大気汚染対策部門を含むDoE全体の組織体制見直しや地方事務所・研究施設の建設等を実施する予定としており、本事業にて大気環境モニタリング・発生源モニタリングに係る能力強化、及び大気汚染防止ガイドラインの策定・対策実施のための基盤整備等を実施することで、DoEに対する一体的な能力強化が期待できる。さらに、「Green climate-resilient プロジェクト」で国家大気質管理計画<sup>13</sup>の作成支援が行われており、世界銀行による事業と連携して大気汚染防止規則の施行強化を図る。

(19) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ⑧ カテゴリ分類：C
- ⑨ カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

---

<sup>13</sup> 大気汚染防止規則（2022年7月）において、DoEが国家大気質管理計画（National Air Quality Management Plan）を策定することが明記された。

## 2) 横断的事項：

本事業で作成支援する行動計画に沿って大気汚染対策が実行されることにより、気候変動対策（緩和策）に資する可能性がある。

## 3) ジェンダー分類：【対象外】■（GI）ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 ＜分類理由＞詳細計画策定調査にてジェンダー主流化ニーズが調査されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。

## (20) その他特記事項：安全対策措置

JICA 安全対策措置（バングラデシュ）に従って、渡航及び活動を行う。

## 4. 事業の枠組み

### (5) 上位目標：

バングラデシュにおける大気汚染防止規則（2022年7月）の効果的な実施を通じて、大気環境の持続的な管理が促進される。

指標及び目標値：優先対策地域における大気汚染対策行動計画に基づいて大気汚染対策が実行される。

### (6) プロジェクト目標：

環境局（DoE）の大気環境管理能力の向上及び主要ステークホルダーの関与を通じて、大気汚染防止規則（2022年7月）の施行が強化される。

指標及び目標値：

1. 作成した手順書やガイドライン、行動計画等が大気汚染防止規則の施行に活用される。
2. 構築されたプラットフォームが大気汚染防止規則の施行に活用される。
3. 優先対策地域における大気汚染対策行動計画の承認手続きが開始される。

### (7) 成果

成果1：DoEの大気環境モニタリング及びデータ分析の能力が強化される。

成果2：固定発生源のモニタリングの能力が強化される。

成果3：主要セクターについて、大気汚染防止規則の修正に関する提言と大気汚染防止ガイドラインが策定される。

成果4：大気汚染対策実施のための基盤が構築される。

### (8) 主な活動

活動1：既存大気測定局のデータ処理・分析方法の改善、自動車排ガス測定局の維持管理、汚染源の影響把握のためのデータ分析

活動2：固定発生源モニタリングの標準作業手順書（SOP）の策定、SOPに基づくモニタリングの実施、持続的なモニタリング方策検討及びその行動計画の策定

活動3：主要セクターの大気汚染防止対策ガイドライン策定及び普及啓発、ガイドラインに基づいたDoEによる立入検査の能力強化

活動4：大気汚染対策優先地域の検討、優先地域における大気汚染対策行動計画の策定、対策を進めるための関係機関の特定及び責任と役割の明確化、関係機関の連携を促す基盤（プラットフォーム）の構築

## 5. 前提条件・外部条件

### (3) 前提条件

DoEが大気汚染防止規則を施行する意向に変更がない。

#### (4) 外部条件

既存大気測定局の運転・維持管理が DoE によって適切に実施される。自動車排ガス測定局が本事業期間中に導入される。優先地域における大気汚染対策行動計画が大気汚染防止国家委員会に受理される。

### 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

大気環境管理セクターの過去の類似案件（モンゴル国「ウランバートル市大気汚染対策能力強化プロジェクト」など）に共通する考え方・方法論として、大気汚染対策の自律的な推進が行われるために4つのステップ（①大気環境及び発生源の分析・評価、②大気汚染に係る戦略・方針の決定、③大気汚染対策の策定・評価、④大気汚染対策の実施）から成る大気環境管理サイクルの構築の重要性が挙げられる。また、大気汚染対策の推進にあたっては、環境規制やモニタリングを所掌する環境保護部門に加えて、運輸交通やエネルギー管轄部門を関係機関に含めるなど省庁横断的な取り組みを推進している。本事業においても、大気環境管理サイクルに基づいた対策推進を目指し、大気環境モニタリング（成果1）・発生源モニタリング（成果2）に係る能力強化、及び大気汚染防止ガイドラインの策定（成果3）を行うと共に、地方政府や道路交通機構等を関係機関として事業実施体制に含め、成果4に「関係機関の連携を促す基盤（プラットフォーム）」を構築する活動を設定した。

### 7. 評価結果

本事業は、バングラデシュ国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針に合致し、大気環境モニタリング・発生源モニタリングに係る能力強化、及び大気汚染防止ガイドラインの策定・対策実施のための基盤整備等を行うことにより、環境局（DoE）の大気環境管理能力強化及び大気汚染防止規則の施行強化を図り、もって大気環境の持続的な管理促進に資するものである。また、SDGs ゴール 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」、13「気候変動とその影響への緊急の対処」に貢献すると考えられることから、本事業の実施をする必要性は高い。

### 8. 今後の評価計画

#### (3) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり

#### (4) 今後の評価スケジュール

事業開始3カ月以内	ベースライン調査
事業終了3年後	事後評価

以上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。  
第一段階（計画フェーズ）：  
本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/P との協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。  
第二段階（本格実施フェーズ）：  
第一段階で策定された詳細計画に基づいて C/P と共に本格的に活動を実施する。

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

☒ 施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める<sup>14</sup>。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、

C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：廃棄物管理分野及び大気環境管理分野業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／〇〇) 格付けの目安 (1号)】

① 対象国及び類似地域：南アジア地域、東南アジア地域

② 語学能力：英 語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

プロジェクト実施期間はR/D上4年となっているが、特記仕様書に記載のとおり、TAPP承認プロセスを6カ月含んで、契約期間を54カ月としている。

最初の6カ月の間において、TAPP承認について支援を行うこと。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約152.5人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。特に廃棄物処分場改善業務については、関連分野の技術専門性をもとめる。

#### 2) 渡航回数を目途 全104回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

#### 【廃棄物分野】

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	CCC の既存処分場改善事業支援業務	2 処分場における処分場改善に向けた設計、一部工事	2 処分場	定額計上
2	廃棄物実態調査	成果1に関連して、南北ダッカ	2セット	本見積

		市においてM/Pに基づく廃棄物実態調査の実施とチョットグラム市における廃棄物実態調査の実施		
3	ゴミ減量化パイロットプロジェクト	チョットグラム市における廃棄物減量化に向けたパイロットプロジェクトの実施	1市	定額計上
4	ICTシステム構築支援	3市対象に廃棄物事業改善にむけてのICT活用事業	3市	定額計上
5	普及啓発事業	主として野焼き対策を目的としての市民等への啓発事業の実施	3市	本見積
6	医療廃棄物発生源分別事業	病院での発生源分別及び適切な収集運搬の実施支援業務	1シリーズ	定額計上
7	廃棄物データベース構築	全国廃棄物データベース構築支援	1セット	定額計上
8	収集運搬改善パイロットプロジェクト	収集運搬計画案にもとづくパイロットプロジェクトの実施	2市対象	定額計上

#### 【大気分野】

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	一般大気モニタリングシステム構築	3市対象に文献調査及び抽出調査	1回/市	定額計上
2	固定発生源調査	対象工場を選定し、排ガスモニタリングの実施	1セット	本見積
3	現地研修	ドラフト SOP に基づく現地研修の実施	2回	定額計上

#### (4) 配付資料／公開資料等

##### 1) 配付資料

①R/D (署名済み) (写) 両案件

②バングラデシュ人民共和国持続可能な社会を構築するためのごみ減量及び

3R 推進支援プロジェクト詳細計画策定調査報告書 (2024年3月)

③バングラデシュ人民共和国大気質管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書（2023年11月）

2) 公開資料

【廃棄物分野】

①バングラデシュ人民共和国南北ダッカ市の廃棄物焼却発電導入に係る情報収集・確認調査最終報告書（2022年2月）

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12364618.pdf>

②バングラデシュ人民共和国 南北ダッカ市及びチッタゴン市廃棄物管理能力強化プロジェクト事業完了報告書（2022年5月）

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12336376.pdf>

【大気分野】

①バングラデシュ国 大気汚染にかかる情報収集・確認調査報告書（2022年2月）

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12364493.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇄ベンガル語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAバングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### （2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

#### **【上限額】**

**724,043,000円（税抜）**

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

☑ 本案件は定額計上があります（120,401,000円（税抜））。以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積

としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	CCCの既存処分場改善事業支援業務【廃棄物分野】	第3条 実施方針及び留意事項(5)パイロット活動	30,000,000円	2処分場改善事業設計及び一部工事費	再委託費

2	廃棄物減量化パイロットプロジェクト【廃棄物分野】	第3条 実施方針及び留意事項(5)パイロット活動	2,000,000円	CCCにおけるマスタープラン作成に向けてのパイロット活動費	再委託費
3	ICTシステム構築支援【廃棄物分野】	第3条 実施方針及び留意事項(5)パイロット活動	12,000,000円	システム設計及び構築費	機材費 再委託費
4	廃棄物分別機材【廃棄物分野】	第3条 実施方針及び留意事項(5)パイロット活動	10,000,000円	廃棄物分別を目的とした機材費	機材費
5	医療廃棄物発生源分別事業【廃棄物分野】	第3条 実施方針及び留意事項(5)パイロット活動	1,000,000円	医療廃棄物改善に向けた発生源分別実態調査及びパイロット事業	再委託費
6	廃棄物データベース構築【廃棄物分野】	第3条 実施方針及び留意事項(5)パイロット活動	4,200,000円	全国廃棄物データベース構築業務(DoE)	再委託費
7	収集運搬改善パイロットプロジェクト【廃棄物分野】	第3条 実施方針及び留意事項(5)パイロット活動	4,000,000円	収集運搬改善に向けたパイロット活動費	再委託費
8	一般大気モニタリングシステム構築【大気分野】	第3条 実施方針及び留意事項(5)パイロット活動	5,000,000円	大気モニタリングシステム構築費	再委託費
9	現地研修開催費【大気分野】	第3章 実施方針及び留意事項(5)パイロット活動	4,000,000円 2回を想定	参加者の出張旅費(交通費、日当・宿泊費、講師謝金、会場借上費)	再委託費
10	本邦研修にかかる経費	「第2章 特記仕様書案第4条業務の	48,201,000円 廃棄物分野3回 大気分野2回	報酬(事前業務(3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提	報酬 国内業務費

		内容(2)本邦 研修・招へい」	計5回を想定	案は認めない)、及び同行(現時点では2号0.25人月、3号0.25人月:研修内容を踏まえ提案、見直し可)、直接経費4,000千円/回)	
--	--	--------------------	--------	---	--

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。  
(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。  
払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) その他留意事項

安全対策上、JICA が指定する宿泊施設以外への宿泊は認められません。また、ダッカ市、チョットグラム市、コックスバザール市での宿泊料については、JICA「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年10月追記版))」の別添資料3に基づき格付の号を問わず、一律15,500円/泊の定額で見積もってください。上記以外の都市については「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年10月追記版))」通りです。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/〇〇	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

